

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例

宮崎市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(昭和47年条例第36号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び廃棄物の発生を抑制し、かつ、資源を有効に利用する社会の実現を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されずに不要となっている物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、又は熱源として利用すること等をいう。
- (3) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (4) 再生部品 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第5項に規定する再生部品をいう。
- (5) 生活系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (6) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (7) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (8) 事業用大規模建築物 事業の用に供する大規模な建築物で市長が別に定めるものをいう。
- (9) 資源物 生活系廃棄物のうち、缶、瓶、古紙その他の一般廃棄物処理計画で定める資源化を目的とするものをいう。
- (10) 集団回収活動 再生利用の促進のための資源物の回収を行う活動であって、市民により構成される団体が市内において自主的に実施するものをいう。
- (11) 集団回収登録団体 集団回収活動を行う団体のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。
- (12) 資源物回収登録事業者 資源物の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。
- (13) 集積所 市が収集する生活系廃棄物が排出される場所であって、市長が別に定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、事業者及び市民に対して、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化に関する意識の啓発を図るとともに、その自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、資源化の容易な製品、容器等の開発に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物を分別して排出すること等により廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持に努め、これらの実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議し、もって廃棄物の処理に関する事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、宮崎市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び任期)

第8条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(審議会の運営)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第13条 削除

(容器、包装等の適正化等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容器、包装等が過度にならないようその適正化を図り、及び使用後の容器、包装等の回収を行う等減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

第15条 市民は、減量化及び資源化を推進するため、事業者が行う使用後の容器、包装等の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

(占有者等の自己処分の原則)

第17条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる生活系廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者等は、自ら処分しない生活系廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該生活系廃棄物を適正に分別し、保管し、所定の集積所に排出する等市が行う生活系廃棄物の収集、運搬又は処分に協力しなければならない。

3 占有者等は、生活系廃棄物を収納する容器について、生活系廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を設置する場所を常に清潔にしておかななければならない。

(生活系廃棄物の排出方法)

第17条の2 占有者等は、市が収集する生活系廃棄物(し尿、粗大ごみ及び資源物を除く。)を排出するときは、市長が指定する袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、指定収集袋の用途を限ることができる。

2 前項の規定によりがたいと市長が認めるときは、占有者等は、市長が別に定める方法によらなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の3 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収登録団体に属する者及び集団回収登録団体の委託を受けた資源物回収登録事業者以外の者は、当該集団回収登録団体が集団回収活動により回収した資源物を集積する場所(当該集団回収登録団体が、市長が別に定めるところにより届け

出た場所に限る。)から、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者があるときは、その者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

(排出禁止物)

第18条 占有者等は、市が行う生活系廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 危険性のある物
- (2) 引火性のある物
- (3) 有害性物質を含む物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う生活系廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

2 占有者等は、前項各号に掲げる生活系廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(資源化の推進)

第18条の2 市長は、資源の有効な利用の促進を図るため、生活系廃棄物のうち特に再生資源又は再生部品として利用する必要があると認めるもの(以下「リサイクル推進物」という。)を指定することができる。

2 占有者等は、法令により製造等(製造又は自ら輸入した物の販売をすることをいう。)の事業を行う者に回収が義務付けられたリサイクル推進物を排出することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事業系廃棄物の処理)

第19条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第20条 占有者等及び事業者は、自ら一般廃棄物の処理を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(事業系廃棄物の処分)

第21条 市長は、生活系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物(第18条第1項各号に掲げる物を除く。)の処分(し尿にあっては、収集、運搬及び処分)を行うものとする。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第22条 事業の用に供する建築物の所有者又は当該建築物を建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第23条 事業用大規模建築物の占有者、所有者その他の者であつて、市長が別に定めるもの(以下「所有者等」という。)は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、当該廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者等に協力しなければならない。

(減量計画等の提出)

第23条の2 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に関する計画及び実績を毎年度1回市長に提出しなければならない。

(自己処分)

第23条の3 市長は、前条の計画の内容が市が行う処分に支障を及ぼすと認めるときは、当該計画に係る所有者等に当該事業系一般廃棄物を自ら処分させることができる。

(廃棄物管理責任者の選任)

第23条の4 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(勧告)

第23条の5 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第23条第1項、第23条の2又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第23条の6 市長は、前条の規定により勧告をした場合において、当該建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(動物の死体の処理)

第24条 占有者等は、動物の死体を自ら処理することが困難なときは、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(土地の管理等)

第25条 占有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合には、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

4 市長は、前3項の規定に違反している場合で当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、当該違反している者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(一般廃棄物処理業の許可等)

第26条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第7条第2項及び第7項の更新並びに法第7条の2第1項の許可について準用する。

(調査書の縦覧等)

第27条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

2 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 前項の縦覧は、同項の規定による告示により指定された場所において、当該告示の日から1月間行うものとする。

4 第2項の意見書は、同項の規定による告示により指定された提出先に、前項の規定による縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに提出しなければならない。

(非常災害に係る調査書の縦覧等の特例)

第27条の2 法第9条の3の2第1項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第3項中「1月間」とあるのは、「1月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」とする。

2 前条の規定は、法第9条の3の3第2項の規定による縦覧及び意見書の提出について準用する。この場合において、前条第3項中「1月間」とあるのは、「1月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と読み替えるものとする。

(環境影響評価との関係)

第27条の3 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第27条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村長との協議)

第27条の4 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に宮崎市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、調査書の写しを送付し、当該調査書に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(一般廃棄物処理手数料)

第28条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

4 第1項又は前項の規定により算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(指定収集袋の交付)

第28条の2 市長は、指定収集袋に係る手数料を納付した者又は当該手数料の減免を第30条の規定により受けた者(市長が別に定める者を除く。)に、指定収集袋を交付する。

第29条 削除

(手数料の減免)

第30条 市長は、次に掲げる者については、第28条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者

(2) 災害その他特別の事情のある者

(手数料の不還付)

第30条の2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第31条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、同条第2項及び第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、同条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表第3に掲げる手数料を納付しなければならない。

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第33条 法第21条第3項に規定する資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第35条 第17条の3第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第37条 偽りその他不正の行為によりこの条例に定める手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の宮崎市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の規定に基づく宮崎市清掃事業審議会の委員である者は、この条例による改正後の宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の規定に基づく宮崎市廃棄物減量等推進審議会の委員となるものとし、その任期は平成6年5月31日までとする。
- 3 この条例による改正後の宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 4 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、佐土原町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成10年佐土原町条例第3号。以下「佐土原町条例」という。)、田野町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成17年田野町条例第3号。以下「田野町条例」という。))及び高岡町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成17年高岡町条例第12号。以下「高岡町条例」という。)(以下「3町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 5 平成24年3月31日までの間は、佐土原町であった区域において、市が収集、運搬及び処分を行うし尿に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、佐土原町条例の例による。
- 6 平成23年3月31日までの間は、3町であった区域において、市が収集する粗大ごみ(特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。))及びリサイクル推進物を除く。次項、第11項及び第12項において同じ。)に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。
- 7 平成23年3月31日までの間は、3町であった区域において、市が収集する粗大ごみに係る排出方法については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 当分の間、田野町及び高岡町であった区域の占有者等が市長の指定する施設に直接搬入する生活系廃棄物(焼却処分する施設に搬入するもの、し尿、リサイクル推進物及び資源物を除く。)に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ田野町条例及び高岡町条例の例による。
- 9 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ3町条例の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 10 清武町の編入の前日に、清武町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成13年清武町条例第5号。以下「清武町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 11 平成27年6月30日までの間は、清武町であった区域において、市が収集する粗大ごみに係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、清武町条例の例による。
- 12 平成27年6月30日までの間は、清武町であった区域において、市が収集する粗大ごみに係る排出方法については、この条例の規定にかかわらず、清武町条例の例による。
- 13 清武町の編入の前日にした行為に対する罰則の適用については、清武町条例の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月28日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第63号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月25日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。